

車庫証明申請手続きの変更等について

平成 31 年 1 月 4 日より施行

変更事項要約

- 1 捨印による訂正が不可能となる
 - (1) 訂正をする場合は、申請者印と同一の印鑑で訂正箇所に押印する。
 - (2) 申請者本人が自署した場合は、訂正箇所に押印でなく署名する。
 - (3) 行政書士が代理人の場合、訂正箇所に職印を押印する。(この場合委任状が必要)

- 2 申請者住所と、使用本拠の位置が異なる場合の所在証明書は原則提出不要
 - (1) 公共料金の領収書や営業証明書等の提出は、原則必要ありません。
 - (2) 但し、申請時に使用本拠が異なる理由を説明できない場合や現地調査の結果、居住実態や営業実態が確認できない場合は、提出を求められます。但し、OSS 申請には必要です。

- 3 申請様式が変更になりますが、旧様式での申請は可能です。

- 4 記載事項の追加事項
 - (1) 収容可能台数の記載 保管場所に何台収容できるか。
 - (2) 現有車両のあり、なしの記載。 ある場合は、大型・中型・普通・軽の種類毎に、その内訳を記載する。
 - (3) 申請車両の、新規・買替・増車の別を記載する。
 - (4) 買替えの場合、旧自動車の登録番号と標章番号と車台番号を記載する。
(旧自動車の登録番号と車台番号は必ず記入、標章番号は分かれば記入)
 - (5) 機械式車庫やカーポート、マンション等の 1 階部分に車庫がある場合は、いくらまでの高さなら入庫可能かの高さを記載する。

- 5 その他特に注意する事項
 - (1) 自動車の大きさを小数点まで表示してある場合は、小数点以下を切り上げ整数にして記載すること。
 - (2) 保管場所が本人所有の場合、申請者印、自認書印、委任状印は全て同一の印鑑を押印すること。(印鑑が異なると不自然であり。理由を問われます。)
 - (3) 申請書等に訂正があれば、訂正箇所に申請者印と同じ印鑑を押印することになったことから、事務効率を上げるため、必ず車庫証明申請に係る委任状を添付してください。
 - (4) 保管場所に何台も駐車できる場合は、配置図に区画線等の表示を行い、明確に保管場所を図面に書き込むこと。(記載例 右から○番目、区画番号○番)

- (5)使用承諾書等の記載で、ゴム印を使用する場合は、必ず所定の記載場所に適切な文字を押印すること。氏名欄に住所や電話番号が押印されると、訂正印が必要となる。
- (6)承諾書の使用期間は必ず、日付で記載する。(〇〇から契約満了日まで等の記載は不可です)

6 申請受付及び交付

(1)鹿児島市内の取り扱い

申請時間は、土・日・祝日を除く午前8:30から概ね16:00まで
受け取り日は、申請日から起算して4日目に許可となる。(普通車)
軽自動車については、これまでどおりです。

7 OSS申請について

(1)シャッター有の取り扱い

① シャッターを開放している場合は、

1 (〇〇:〇〇~〇〇:〇〇) 開放してある時間を記入

2 終日開放

② シャッターを開放していない場合

車庫調査を行う際の対応者の氏名、いつでも連絡のとれる電話番号を記入する。